

## 鹿児島市子ども・子育て会議保育部会設置要綱（案）

## （設置）

第1条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の4の2第1項に規定する市町村整備計画（以下「整備計画」という。）の策定、変更及び進行管理並びにかごしま市保育計画（以下「保育計画」という。）の変更及び進行管理に関する事項について協議するため、鹿児島市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第7号）第6条の規定に基づき、鹿児島市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）に保育部会（以下「部会」という。）を置くものとする。

## （所掌事項）

第2条 部会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 整備計画の素案の策定並びに整備計画及び保育計画（以下「計画」という。）の変更に  
関する事項について協議すること。
- (2) 計画の進行管理に関する事項について協議すること。

## （組織）

第3条 部会は、部員10人以内をもって組織する。

- 2 部員は、子育て会議の委員の中から会長が指名する。

## （部会長等）

第4条 部会に部会長及び副部会長を置き、部員の互選により定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理し、部会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （会議）

第5条 会議は、部会長が必要に応じて招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

## （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

## 付 則

## （施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年 月 日から施行する。

（かごしま市保育計画策定推進委員会設置要綱の廃止）

- 2 かごしま市保育計画策定推進委員会設置要綱（平成16年4月20日制定）は、廃止する。